

第5回渡嘉敷村観光協会設立準備委員会 議事録

【実施日時】2018年12月19日（水） 13:30-

【開催場所】渡嘉敷村役場（大会議室）

【出席者】（敬称略）

<準備委員会出席者>…計10名

大城良孝（委員長）、玉城広喜（副委員長）、新垣徹、松本晃、國吉真之助、
仲里隆司、宮平鉄一郎（代理出席：西元）、神里敏明、我喜屋元作、新垣聡

<オブザーバー>

渡嘉敷村商工会：田中守

【委任状】…計4名

大城秀幸、平田春吉、玉城真、金城直

【欠席】

篠崎健司（コーディネーター）

<事務局>…計3名

渡嘉敷村：山城淳

ライヴス：花咲宏基、幸喜新

事務局 山城）

みなさまこんにちは。本日は平成30年度第5回渡嘉敷村観光協会設立準備委員会にお集まりいただきまして有難うございます。

開会にあたりまして委員長であります大城よりご挨拶をお願いしたいと思います。

大城良孝 委員長）

みなさまこんにちは。大変お忙しいところ第5回渡嘉敷村観光協会準備委員会にご出席頂きましてありがとうございます。

この準備委員会も今日で5回目となりました。2月の設立に向けてしっかりと意見交換をしていきたいと思っております。みなさまの忌憚のないご意見を頂きたいと思っております。

事務局 山城）

それでは議事次第を進めて頂きたいと思っております。

ライヴス 花咲）

みなさまこんにちは。早速第5回渡嘉敷村観光協会設立準備委員会の議事を進めていき

と思います。

先ず、現在の設立準備委員会の進捗状況について確認をいたします。続きまして事業計画案について、これまで第1回からご意見を頂いてまいりましたが最終確認をさせていただきたいと思います。次に観光協会の定款です。定款無くして観光協会設立はできませんので、その最終確認をさせていただきたいと思います。それから、4月1日に本格稼働するための流れをご説明いたします。

5月からみなさまにこの準備委員会へお集まりいただきまして議論を重ねてまいりました。本日は第5回目ということで最後の準備委員会と位置付けております。

本日確認していくことは事業計画案について、観光協会定款案について、観光協会の設立の流れについて、という3点をみなさまにご承認頂きたいと考えております。

そして本日の委員会が終了した後の、平成31年2月の末には設立総会を開催するご提案や、4月1日に本格稼働を目標に持つということをご承認頂きたいと考えております。

それでは事業計画案につきましてご説明したいと思います。

2ページ目からご覧ください。黄色塗の網掛け部分が前回の準備委員会の議論を経て変更した部分になります。

一つ目は自己資金の部分ですが、入会金と会費の項目を別々に記載すべきではないかということでしたので、このようになっております。入会金が計8万円、会費が計57万円となっております。

この件に関しましては、商工会の方で観光協会の会費について理事会に於いてご議論を頂いたお聞きしております。このことについて商工会長の新垣委員よりご報告を頂きたいと思います。

その前に、一般社団法人渡嘉敷村観光協会入会金及び会費規程をご覧ください。その2頁目に入会金と会費の金額が入っております。それをご覧いただきながら新垣委員からご説明を頂きたいと思います。

新垣徹 委員)

先だっで行われました商工会理事会につきまして、この観光協会の入会金および会費について話し合いをしました。

そこで大前提としては、商工会の現会員と商工会非会員が観光協会のみに参加する場合は差別化を図ってほしいということが大多数の意見でした。その金額につきましても議論をいたしました。既存の商工会会員が1万2千円で、算出の根拠は商工会の年会費の1万2千円です。今後見直しがあると思いますが現時点で1万2千円です。現在76会員いますが、実質は30数名会員です。1世帯で2つの商号を持って民宿とダイビングを営み2万4千円を納めているケースもあります。このような現実もありますので、商工会非会員の方々にもそれぐらいは納めて頂かないと、平等性は失われるのではないかと。2世帯分支払いをしていくという考え方で2万4千円、入会金を1万円。また商工会現会員は免除となります。

賛助会員は入会金 1 万円、会費 3 万円となります。

ただ理事のなかにはもっと高くしてもいいのではないかと、また会員からも自己財源の確保のためにも高くしてもいいのでは、という意見もありましたが、スタートはこれで行き、見直しが出てきたら対応しようということでした。

ライヴス 花咲)

事務局会議では理事会の話のあと観光部会でも議論されるということをお聞きしておりますが、最終的には如何でしょうか。

新垣徹 委員)

いいえ、これで決定です。商工会としてはこれでいきたいという多数の意見です。

ライヴス 花咲)

商工会の報告をもとに、事業計画案として自己資金の積算をさせていただきます。

商工会非会員の方には入会金 1 万円で 5 事業者、賛助会員として自治体やダイビング協会など 3 団体ぐらゐは入会していただけるのではないかと、ということで計 8 万円を計上させていただきます。

会費につきましては、商工会現会員が観光協会に加入して頂けるのは約 30 事業者ぐらゐではないかと、ということがこれまでの委員会の中でも議論がありました。さらには商工会非会員 5 事業者、賛助会員 3 団体で合計 57 万円を計上させていただきます。

そして修学旅行受入事業収入に関しましては、渡嘉敷村商工会から 2 つの事業年度の数字を提供いただきました。リスクを考え低い方の平成 25 年度の 270 万円を採用させていただきます。ただし今年のように台風が多い場合の自然条件等で減少することも考えられます。そのため、補助金や自己資金を増やしていくことも必要ではないかと、事務局会議では意見が出ておりました。補助金の部分について変更はありません。もともと渡嘉敷村商工会に役場から事業を受けていた 300 万円ぐらゐが観光関連であり、誘客プロモーションについても観光協会に移行されるのではないかと、ということでした。

ただし、後ほど支出の部分でも説明させていただきますが、この収入だけでは厳しい状況ですので、一括交付金等を含めて観光協会への補助金として活用できるか、村と議論していくと事務局会議では確認しております。

続きまして支出の部に議論を移していきたいと思っております。支出につきましては前回と変わっているところをご説明いたします。

事務所の賃料について、前回の委員会で賃料の半額を補助するということでしたので、それに合わせて計算をし直しております。

場所は変わらず旧船舶課の事務所跡で、51 平米×1,300 円×12 カ月の 2 分の 1 補助 397,800 円を計上しております。

支出につきましては合計 10,724,000 円となります。それを収入の部の 7,350,000 円と比較しても未だ財源の確保ができていない状況です。先ほど説明いたしましたが、一括交付金等を活用する協議を村としていくということです。

また直接人件費と直接経費につきましては変更はございません。以上が事業計画案でございます。

さらに報告事項として、

(1) 会費について

11月29日(木)に渡嘉敷村商工会の新垣会長のヒアリングを事務局で行っています。

(2) 一括交付金等を活用した業務

今後、村役場との協議を行っていきます。

(3) 自主財源の確保の事業について

渡嘉敷村総務課税制係が担当している「ふるさと納税」の返礼品の配送等業務の一部を観光協会に担わせ、ふるさと納税の数%のマーヅンを収入や自動販売機の設置で自主財源の確保に努めることを、準備委員会から観光協会へ助言するというこゝで進めていきたいと思っています。

以上が事務局からの説明でございます。

大城良孝 委員長)

ただ今説明がありましたが、これまで4回の委員会での意見を総合的に確認し、最終提案したものです。ご意見のある方は宜しくお願ひします。

玉城広喜 副委員長)

修学旅行受入事業の計画案ですが、収入の方では270万円とありますが、支出の方では旅費が30万円、人件費が360万円、修学旅行の受入事業保険料で107万円、これを合算しますと497万円をこれを単純に考えますと赤字の事業となります。

受入事業の人件費は1年分を計上していると思いますが、直接人件費の73日分を表記していますので、その分の人件費を計上しそれ以外は①に計上した方が事業としていいのではないのでしょうか。

ライヴス 花咲)

総額は変わらずに内訳を整理するということをしてしたいと思います。

新垣徹 委員)

この360万円というのは、商工会でもこの数字で計上していません。一般の観光案内とかも含めたものです。受入事業だけでは高くなります。日ごろはその業務を担いながら観光案内の業務を行っています。

それから、補助金の②番、誘客プロモーション業務 100 万円ですが、例えば①は商工会から移行というかたちで明記されていますが、現在商工観光課が行っているプロモーションを、商工会から観光協会へ移行するという考え方で理解してよろしいでしょうか。

ライヴス 花咲)

そうです。

商工観光課と一緒に東京などへ出張しているものなどを観光協会へ移行するということです。

新垣徹 委員)

新規の補助金として申請ではなく、現在の商工観光課からの補助金を観光協会へ移行するという考えでしょうか。

ライヴス 花咲)

そうです。

しかし来年度の一括交付金の活用で、観光協会へ振り分けていくものが出てくると考えられますが、すべては観光協会が成り立っていくための補助金となる可能性があります。現在来年度の予算要求時期でもありますので変わっていくこともあります。

新垣徹 委員)

事業費の⑦事務所雑費（光熱費、コピー機等）48 万円とありますが、これは民間の開業費と考えていいのですか。例えば机とか電話回線引き込み費用とかインターネット等初期費用が結構かかりますが、事務局会議でも出たと思いますが。

ライヴス 花咲)

その点に関しましては、現在旧船舶課事務所の平面図に合わせて、机やパソコン等の仕様も含めて見積もりを取っているところです。初期費用については村の方とも財源確保について話をしているところです。

4月1日前の費用ということもございました。また村からの賃借ということも考えられますのでこれからの協議になるのではないかと考えております。

大城良孝 委員長)

他にご意見・ご質問ございませんか。

神里敏明 委員)

支出に計上している分に関しては、現在の実績でしょうか。

ライヴス 花咲)

そうです。

主には、観光客の受入窓口業務が 365 日必要ではないかということと修学旅行受入ですが、ホームページの更新、村内イベント協力等もあるのではないかと考えております。

大城良孝 委員長)

事業計画、収支予算案の審議をして頂いておりますが、予算書案につきましてはこのあと総務課財政担当との調整する必要があるかと思いますが、詳細の金額については一括交付金が使えるか最終的な調整が必要になると思われます。基本的にはここに示されている計画予算案で進めていきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

全員賛成

ライヴス 花咲)

今日ご指摘頂きました修学旅行受入の 360 万円の人件費については、修正したものを各委員に改めてお示ししたいと思っておりますので、事務局一任ということをお願いしたいと思いません。

大城良孝 委員長)

只今説明があったとおり、人件費の部分については修正をしてみなさんに確認して頂くということで、予算案は承認してよろしいでしょうか。

全員承認

ライヴス 花咲)

4 月 1 日の本格稼働ということですので、ご承認いただきました計画を実行するためには人の確保の問題がありますので、特に修学旅行の受入等もごございますので商工会のみなさまにご協力を賜りたいと思っておりますので、今後ご相談させて頂きたいと考えております。

続きまして、定款案についてご説明、確認をして頂きたいと思っております。

この定款案につきましてもこれまで議論を重ねて頂きましたので、変更があった部分と松本委員からのお話しも頂きながら進めていきたいと思っております。

事務局会議での修正等を含めて説明させたいと思っております。

ライヴス 幸喜)

こんにちは。

本日みなさまのお手元に配布されております資料「観光協会の定款案」についてご説明させていただきます。

これまで4回の準備委員会において委員のみなさまにご議論頂きましたが、その中で反映されたもの、修正したものがございます。

このことにつきましては、条項の詳細の説明に入ります前に若干説明させていただきたいと思っております。

これまで法務局に出向いてご提供いただきました「一般社団法人定款参考例」、沖縄県が編集しております「文書・法規事務の手引」、渡嘉敷村商工会からご提供いただきました「商工会の定款」、それから司法書士の先生からアドバイスを頂いております。それらに基づいて用語の統一、文章の表現、体裁等を整えた形で今回資料をご用意しております。

それでは2頁目をお開き下さい。

第2章目的及び事業の第4条（目的）（4）（17）ですが、こちらにつきましては松本委員よりご説明を頂きたいと思っております。

続きまして3頁目です、第3章会員第6条（経費の負担）、第7条（会員資格の取得）についてですが、修正させて頂いております部分につきましては、黄色塗り、赤字、見え消しの表記にしておりますのでご確認いただきたいと思います。

第6条、第7条ですが繰り上げ繰り下げしております。これにつきましては、司法書士の先生からのアドバイスがあり、6条と7条は入れ替えた方が第3章の流れとしてはいいのではないかとのことでした。

次の4頁です、第11条（抛出金品の不返還）ですが、「入会金」「年会費」誤字の修正・追記をさせて頂いております。

続きまして5頁目です、第18条（決議）第3項（2）「理事及び監事の解任」につきましては、前回委員からもご指摘を頂いておりますが、「役員解任に関する事」が良いのではないかとご指摘を頂いておりますが、こちらにつきましては他の文章との表現に関することですので司法書士の先生にもアドバイス・指導を仰いで、定款に反映するか判断させて頂きたいと考えております。

続きまして6頁目です、第5章役員等、第22条（役員の配置）1項、2項、3項ですが、これまでの準備委員会において理事「11名」という人数の限定となっておりますが、司法書士の先生からのアドバイスによりますと、人数は限定するのではなく含みを持たせていたほうが、欠員・死亡等の変更届などの手続きに遅れがでると指導される場合があるので「以内」という表現の方が、後々の手続き上もやり易いですよ、とのことでした。そのアドバイスを受けての人数は「以内」という表現とさせて頂いております。

それから8頁です、こちらは役員条項と関わってくるものですが、第34条（招集）第2項、これまでの準備委員会において「筆頭副会長」という表現にした方が良いのではと、ご指摘を頂いておりますが、法務局からの「定款参考例」、渡嘉敷村商工会の「定款」等を参照しますと、文章の表現としましては「あらかじめ理事会で定めた順位により、他の

理事が」理事会を招集する、という表現の方が良いのではないかと考えております。これにつきましては「筆頭副会長」という表現を定款に入れるよりは、内規的なものではないかということで、規程、役員の名簿等で理事会のなかの申し合わせ事項として「筆頭副会長」を決めて頂いて、定款での取り扱いはこのような表現で提案させて頂きたいと考えております。

それから9頁目第45条は脱字、10頁目第12章は誤字でしたので修正しております。

10頁目の第48条ですが、来年5月1日から新元号に変わることとなっております。その新元号が決定されるのが来年4月1日となっておりますので、ここの表現としましては西暦の「2021年」という表現を暫定的に置かせて頂いております。

今後は新元号が決まった後に修正・改正等にあわせて法務局へ改めて申請するという事です。

それから司法書士の先生からご指摘がありましたが、定款の中には「絶対的記載事項」というものがある、とのことです。これまでの準備委員会で検討されてきた定款案に抜けていたものを、新しく追加させて頂いております。それが第49条（設立時社員の住所及び氏名）が抜けておりましたので追記させて頂いております。

第50条、第51条は順次繰り下げとなっております。

今回第50条の（設立時役員及び監事の住所及び氏名）について、後程事務局から提案させて頂きたいと思っております。

ご説明は以上です。

大城良孝 委員長)

松本委員より第4条（事業）についてご説明お願いいたします。

松本晃 委員)

国立公園の利用拠点施設の管理を、観光協会に担って頂く可能性があるのではないかと、この第4条（事業）で「国立公園」を記載することと、国等が造った施設も管理するという事を盛り込んだ修正案をつくって頂いております。

(4)ですが「慶良間諸島国立公園」を追加し、「自然・景観」が削除されておりますが復活させて頂いて、「並びに情報発信・提供」にさせて頂きたいと思っております。

<修正・復活後>

「慶良間諸島国立公園の自然・景観の保全並びに情報発信・提供に関する事」

(17)の方も可能性として「国」を追記し、「県」も付け足していただいたと思いますが、「国県及び村の観光施設の整備及び運営・管理に関する事」として入れて頂きたいと思っております。

大城良孝 委員長)

これまでの会議のなかで「自然・景観」は削除しようということでしたが、検討した結果、復活させるということで進めたいと思います。

それから先ほど事務局から説明のありました、法務局、司法書士、村商工会定款等を参考にしながらこの定款案をつくってみなさまにお示ししております。

またその中でも少しおかしい部分や差し替えて欲しいことがございましたら、ご意見を頂きまして、しっかりした定款をつくって 2 月の設立総会に臨みたいと思いますので、みなさまどうぞよろしく願いいたします。

新垣徹 委員)

第 4 条 (9)「旅行業法に基づく旅行サービス手配業」とありますが、修学旅行事業はこの中には組み入れられているのでしょうか。それとも単独でしょうか。

ライヴス 花咲)

そうです。

仲里隆司 委員)

10 頁目第 48 条 (最小の事業年度) で「2021 年」ではなく「2020 年」ではないでしょうか。

ライヴス 花咲)

誤りですので修正いたします。

大城良孝 委員長)

「2020 年」に修正して下さい。

他に何かございませんか。

これまで過去 4 回に渡りみなさまと議論を重ねながらから纏めてきた定款でございますが、誤字脱字につきましては、申し訳ございませんが事務局に一任して頂きまして、全体的な定款の内容についてはみなさまの了解を頂けましたら、この案を渡嘉敷村観光協会の定款案としたいと思いますがよろしいでしょうか。

全員賛成

それでは事務局提案の定款案を承認頂けたということで、有難うございました。

ライヴス 花咲)

定款案の条項に関してご承認頂きました。ありがとうございました。

つづきまして、第 49 条（設立時社員の住所及び氏名）、第 50 条（設立時役員及び監事の住所及び氏名）についてご説明致しますと、第 49 条の社員と第 50 条の役員が同じ方でも構わないということです。

前回の準備委員会では、設立時理事につきましては本委員会のみなさまにお名前を頂きたいと申し上げましたが、設立総会で決める設立時理事の承認について改めて提案させて頂きたいと思います。

新しくできる観光協会役員のたたき台を作らせていただきましたので、資料の配布をいたします。

配布いたしました役員案は理事、会長、副会長なども理事となり、監事は監事ということです。

役員案の背景としましては、観光協会の自立自走するにはなかなか厳しいのではないかと、事務局長は予算の関係上置くことができないということもあり、行政としっかりパイプを持った観光協会にしなければいけないということから、行政とのパイプをしっかり持つということで村長を会長に置いております。商工会の会員のみなさまが観光協会へ加入するのではないかとということで商工会会長を副会長として、古波蔵さんも同様に副会長としてお願いしたいと考えております。また村内の経済団体のみなさまや村の商工観光課長にもお願いしたいと考えております。環境省や交流の家のみなさまには役員をお願いしたところですが、2年に1度の人事異動があつてしまいますと、役職名での役員ですとその都度定款の変更が必要となりますので、ご協力は頂きたいと思いますが、役員ということではお願いできないのではないかと考えております。また監事につきましては観光協会が適正に運営されているか確認ができる方として村の監査員、会計課長をお願いしたいと考えております。

以上事務局からの説明ですが、委員長から補則がありましたらお願いいたします。

大城良孝 委員長)

事務局からの説明がありました。

設立総会が2月26日、交流の家の先生方や環境省の方について検討しましたが、人事異動等で変更等がでると混乱も予想されることで、他の観光協会なども参考にし、村内のみなさんでしっかりと協議し体制を整えていきたいということで、このメンバーとなっております。

設立当初は行政へのお願いも必要になるのではないかと、意向を汲むことができるのではないかと、設立当初は村職員からも役員に入った方が良いのではということで、村長を会長へ、担当課長を理事に入れてはどうか、また幹事につきましても村監査員を代表幹事に、会計課長を監事ではどうかという提案でございます。

理事は11名以内ということですが、この提案では定数が満たされておりませんので、あら

たに役員を加えるのか、また役員案メンバーについてご意見がございましたら、ご審議を頂きたいと思います。

國吉真之助 委員)

青年会から代理が出席しておりますが。

玉城広喜 副委員長)

役員改選が必要になります。

大城良孝 委員長)

大変申し訳ないのですが、青年会からも役員に是非入って頂きたいと考えておりますので、会長の了解のもと臨時総会を開いていただき、新しい会長を観光協会の役員に入れさせて頂きと思います。

青年会会長を役員に入れることにつきましては如何でしょうか。

全員賛成

他にございませんか。

新しい青年会会長が決まりましたら、修正入れ替えをしたいと思います。

新垣 徹 委員)

女性が 1 人ということは気になりますが。どなたかいないのでしょうか。商工会女性部長を入れて頂くと嬉しいのですが。

また若手も欲しいですね。20 代の意見も聞きたいですね。

山城淳 事務局)

他のケースですと、役職は無いのですが元会長の息子さんだとか、将来を担ってもらえる人材として役員に入れているということもあるようです。

大城良孝 委員長)

私もいろいろと他の事例を調べてみましたが、若い人たちの力も必要であると認識していますが、何故この人なのか、ということへの説明責任があると思います。そのようなことからこの役員案となっています。他の観光協会の場合女性は一人だったかと思います。商工会会長がおっしゃる通り、女性がもう一人は役員へ入ったほうが良いと思っております。

もし本日みなさまからご推薦が無いようでしたら事務局で調整するか、または後日みなさまから事務局にご推薦を頂くということもあります。

しかしこの事務局案につきましては承認をして頂きたいと思います。それで如何でしょうか。

全員承認

女性の役員につきましては、是非1人、2人増やしていきたいと思います。

ライヴス 花咲)

それでは、11名に追加するためにできるだけ女性を増やす事務局案を作りたいと思います。それぞれご本人の承諾を貰い確認ができましたら、委員のみなさまには役員案として承認を頂くご説明に参りたいと思います。

続きまして観光協会設立までの流れということで、設立総会につきましては2月26日、27日、28日あたりを考えておりますが、法務局への登記申請につきましてはその日が登記日となります。

そのことから例えば年度末の平成31年3月25日に登記申請した場合、残り5日間の決算をしないといけないことになりかねません。そのため4月1日に時申請をするかたちにさせて頂けたらと思います。

なお、公証役場での認証に必要な費用、法務局の登記申請に係る費用、司法書士の先生に書類のチェックをして頂く費用につきましては村の方で予算の計上をして頂いていますことを報告させて頂きたいと思います。

この設立の流れにつきましてご質問がございましたら受け承りたいと思います。

大城良孝 委員長)

法人設立までの日程につきましては、多少の変更はあるかもしれませんが、当初からみなさまにご説明してきた通りの流れとなっております。

みなさまこの日程でご承認いただけますでしょうか。

全員承認

ライヴス 花咲)

設立総会に参加頂く社員の方々につきましては、総会の1ヶ月ほど前から会員募集を進め、2月26日・27日・28日いずれかの日には多くの方が参加して頂けたらと考えております。会費規定につきましては、理事会開催時に決めることとなりますが、設立準備委員会で暫定的に決めた会費規定にもとづいて募集案内を行いと思います。

それからみなさまのお手元に配布しております「渡嘉敷村観光協会に関する規程等（案）一覧」というものがございますが、参考にして頂きたいと思います。

これはあくまでも観光協会が設立され、理事会において決めるということですので、準備委員会で決定するものではないと考えております。しかし準備委員会ではたたき台として用意をしているということです。規定につきましては、座間味村や国頭村観光協会の定款を参考に作っております。

とりわけ給与規程に関しましては、職員の募集と同様に重要なことですので、役場とのバランスも必要になりますので、役場と相談をしながら決めるということになります。

今後は多少の変更もあるということを、委員のみなさまにはあらかじめご理解を賜りたいと存じます。

大城良孝 委員長)

確認だけ致します。

先程、理事のみなさまの事務局案につきまして承認を頂きましたが、各個人への打診は未だですので、正式に打診する中で万が一辞退者が出た場合は、事務局が辞退者になる方を選任し改めてみなさんにお示しし了解を得るということでよろしいでしょうか。

今後は、臨時的に委員会を改めて開催することが厳しくなってくることも考えられますので、ご理解を賜りたいと思います。

よろしいでしょうか。

全員承認

その他ご質問等ございませんか。

仲里隆司 委員)

事業計画書案の一括交付金の活用とありますが、その費用の振り込みはいつ頃になるのですか。スケジュール感を教えてください。

ライヴス 花咲)

一括交付金の公募が掛かっても4月1日の活用は厳しいと考えております。

キャッシュフロー的に考えますと、4月1日にスタートした場合5月の職員給与の支払いの対応でも課題が在ります。そのことにつきましては事務局会議で議論いたしましたが、このことにつきましては村と協議をして対応するということを考えております。

大城良孝 委員長)

事務局は商工観光課や総務課とも十分に調整をして、一括交付金や補助金等について総務

課長や三役を交えて話し合いができるようにして下さい。

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは本日提案しましたことは、みなさまの了解を得たということで進めていきたいと思えます。

山城淳 事務局)

ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

それでは長時間に渡り「第 5 回渡嘉敷村観光協会設立準備委員会」へご参加頂き有難うございました。

これから事務局では次年度予算案についても詰めていくところですが、4月1日には観光協会が稼働できるよう努めてまいりたいと考えておりますので、委員のみなさまにも引き続きよろしくお願いいたします。